

質問	回答
「壁式構造配筋指針・同解説（2013 年 2 月刊行）」の 5.2 節に記載の定着長さについて、「建築工事標準仕様書・同解説 鉄筋コンクリート工事」（JASS5）2022 年版 p.380 10.8 の表 10.4 異形鉄筋の定着長さとの数値のすり合わせ等は、今後行われたりするのでしょうか？	壁式構造（壁式鉄筋コンクリート造、プレキャスト壁式鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート組積造（RM）造ならびに補強コンクリートブロック造等）の耐力壁や壁梁等は、単配筋の場合も存在することから、定着設計においては、鉄筋で拘束されていない領域への鉄筋の必要定着長さも算定し、安全側の数値を「壁式構造配筋指針・同解説（2013 年 2 月刊行）」の 5.2 節の表 5.2.2 および表 5.2.3 に記載しています。 「壁式構造配筋指針・同解説（2013 年 2 月刊行）」（以下、壁式配筋指針と略記）の 5.2 節の必要定着長さは、鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（2010 年版）に記載の定着長さ算定式（壁式配筋指針（解 5.2.1）式と同様の式）に基づいて計算しています。付着割裂の基準となる強度 f_b は、コンクリートの設計基準強度 F_c により数値がことなりますので、F_c の数値毎に計算して安全側の数値としています。また、係数 α も 1.0（拘束領域への定着）と 1.25（非拘束領域への定着）の両方の場合に対して計算しています。 従いまして、JASS5 の表 10.4 との数値のすり合わせは、今後とも行う予定は有りません。 なお、現在、壁式構造配筋指針改定小委員会において、「壁式構造配筋指針・同解説」の改定作業を行なっております。鉄筋の定着長さにつきましては。許容付着応力度に基づく必要定着長さと頁 213 に記載の（解 5.2.1）式により求まる必要定着長さの内の大きい方の数値とすることとしております。 詳細は、日本建築学会「鉄筋コンクリート組積造（RM 造）建物の構造設計・計算規準（案）・同解説（2021 年 3 月）」の 9.11 節および 11.5.4 節を参照して頂ければ幸いです。 以上

質問	回答
壁式構造配筋指針・同解説にて、表 5.2.2 鉄筋の定着長さ（鉄筋で拘束されていない部分への定着）および表 5.2.3 鉄筋の定着長さ（鉄筋で拘束された部分への定着）とありますが、【拘束された、されていない部分】とはその様な場合（箇所？）をしめしていますか。 ご教示をお願いします。	【鉄筋で拘束された部分への定着】とは、解説図 5.2.2 (b) や解説図 6.5.3 に示すように、復配筋壁梁で閉鎖型縦補強筋に囲まれた部分へのスラブ筋の定着や、復配筋基礎梁の閉鎖形縦補強筋に囲まれた部分への耐力壁縦筋の定着等が該当します。 【鉄筋で拘束されない部分への定着】とは、単配筋部材内への鉄筋の定着や、耐力壁・壁梁接合部内の閉鎖形横補強筋に囲まれていない部分へ壁梁の横補強筋（端部曲げ補強筋と中間部横補強筋の総称）を定着する（図 1 中の D22②の鉄筋）場合が該当致します。図 1 の D22①の鉄筋は、閉鎖形横補強筋に囲まれた部分へ定着していますので、「鉄筋で拘束された部分への定着」となります。 図 1 複配筋耐力壁と壁梁の配筋納まり例 スラブ筋の耐力壁や壁梁への定着等につきましては、参考文献 1)、2) に詳細に記載されていますので、参照して頂ければと思います。 【参考文献】 1) (一社) 日本建築学会：鉄筋コンクリート組積造 (RM 造) 建物の構造設計・計算規準 (案)・同解説, pp.284～293, pp.307～349, 2021.3 2) (一社) 日本建築学会：壁式鉄筋コンクリート厚肉床壁構造設計指針 (案)・同解説, pp.230～242, pp.302～309, 2023.2 以上です。

質問	回答
壁式構造配筋指針・同解説 5.2 節本文 c.に下記の記載があります。 『なお、壁梁の出隅部分の鉄筋の末端は、原則として標準フック付き定着とするが、設計図書に標準フックを設けなくてよいとの記載がある場合は、この限りでない。』 本内容は、建築基準法施行令第 73 条を対象とされているかと思います。 この政令 73 条では、かぶりコンクリートが割れやすいことと、熱を受け付着強度が低下する事を懸念しての法令となっていますが、この内容を考慮したうえで、設計図書にて標準フックを設けない旨の記載があるが合は、フック不要と判断されるのでしょうか。 かぶりコンクリートが割れやすいことについての検討は構造の方で検討はできると思うのですが、熱を受け付着強度が低下する部分について、どのように考慮すればこれに満たされるのかが分からず、質問させて頂きました。 以上、ご確認の上ご回答を頂けると、幸いです。	建築基準法施行令第 73 条の適用除外につきましては、平 19 国交告第 594 号第四¹⁾に、下記のただし書が記載されています。 『ただし、当該構造部分の実況に応じた加力実験によって耐力、靱性及び付着に関する性能が当該構造部分に関する規定に適合する部材と同等以上であることが確認された場合にあっては、この限りでない。』 2025 年 2 月に刊行の「壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説」の 9.14 節解説 5. (1)²⁾に、壁梁の出隅部分の鉄筋の末端をかぎ状に折り曲げる必要がない根拠と、確認すべき事項を記載しておりますので、参照お願い致します。 熱に対しては、壁梁内法長さ内の出隅部分の鉄筋は 2 面から熱を受けるのに対して、壁梁の出隅部分の鉄筋の耐力壁・壁梁接合部内への定着部分は、1 面のみから熱を受けることから、壁梁の出隅部分を除いた鉄筋と同様ですので、熱に対する検討は不要と考えます。 【参考文献】 1) 全国官報販売協同組合：2020 年版 建築物の構造関係技術基準解説書，pp.493～494，令和 2 年 11 月 2) (一社) 日本建築学会：壁式鉄筋コンクリート造設計・計算規準・同解説，p.296，2025.2